

湖北広域行政事務センター斎場整備基本計画（案）に係る
パブリックコメント（意見募集）

実 施 要 項

1. 趣旨、目的および背景

湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）では、施設整備に関する基本方針の策定を行い、一極集中による施設整備を進めるため、斎場施設を1箇所を集約を行います。現在、センターでは、「こもれび苑」、「木之本斎苑」、「余呉斎苑」、「西浅井斎苑」の4施設の管理運営を行っていますが、建築物や火葬炉設備は老朽化が著しいものもあり、住民との深いかかわりを持つ斎場は、地域社会に必要な施設です。また、超高齢社会の進展に伴い将来需要に対応するため、必要な規模と機能を備えた新しい斎場整備が必要な時期となっており、新しい斎場整備の基本となる施設構成、設備規模、機能などを基本計画（案）としてまとめました。

このたび斎場整備基本計画（案）を策定しましたので、市民の皆さんのご意見を下記の要項で募集いたします。

2. 公表する資料

湖北広域行政事務センター斎場整備基本計画（案）

3. 資料の公表場所

- ①センターホームページ
- ②長浜市役所本庁 市政情報コーナー
- ③長浜市役所北部振興局および各支所
- ④米原市役所各庁舎 市政情報プラザ
- ⑤湖北広域行政事務センター 施設整備課（クリスタルプラザ管理棟内）

4. 意見の提出期間

平成29年6月15日（木）～平成29年7月14日（金）

5. 意見の提出方法及び提出先

- ①直接持参
- ②郵送 〒526-0021
滋賀県長浜市八幡中山町200番地
湖北広域行政事務センター施設整備課 あて
- ③ファックス 0749-65-0245
- ④電子メール seibi@kohoku-kouiki.jp

※上記の「資料の公表場所」（湖北広域行政事務センター施設整備課を除く）では意見

提出いただけません。

※提出締切は、意見の提出期間最終日【7月14日（金）】の午後5時必着となります。

6. 意見を提出できる方

- ①長浜市および米原市（以下「構成市」という。）に住所を有する方
- ②構成市に事務所又は事業所を有する個人および法人その他の団体
- ③構成市に存する事務所または事業所に勤務する方
- ④構成市に存する学校に在学する方

7. 留意事項

- ①ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。なお、個人情報について公表することはありません。
 - ・件名「湖北広域行政事務センター斎場整備基本計画（案）に対する意見について」
 - ・住所、名前、電話番号（長浜市および米原市に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記ください。）
- ②ご意見は、日本語で提出してください。
- ③電話による意見はお受けできませんので、ご了承ください。

（書式例）

湖北広域行政事務センター 施設整備課 あて
「湖北広域行政事務センター斎場整備基本計画（案）に対する意見について」
住 所：
氏 名：
電話番号：
（長浜市および米原市に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）
（意 見）
○ページ ○行目 （どの部分に対するご意見かわかるように）
意見内容

8. 意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見については取りまとめ、センターの考え方と併せて、センターホームページ及び湖北広域行政事務センター 施設整備課にて公表します。

- ①類似の意見については、集約させていただくことがあります。
- ②匿名のものや、湖北広域行政事務センター斎場整備基本計画（案）以外のご意見に

対しては、考え方をお示しすることはできませんのでご了承ください。

③提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできませんので、ご了承ください。

また、提出いただいたご意見の原稿は返却しません。

④「湖北広域行政事務センター斎場整備基本計画」は、いただいたご意見を参考にし
て計画を策定し、公表します。

9. 問い合わせ先

〒526-0021

滋賀県長浜市八幡中山町 200 番地

湖北広域行政事務センター施設整備課

電 話：0749-62-7146

ファックス：0749-65-0245

電子メール：seibi@kohoku-kouiki.jp